

「地区資金管理委員会」規定

1. 地区資金管理委員会の目的

地区会計長の任期は1年であり、地区会計業務並びに懸案事項等の会計上の課題が継承されておらず、新たに任命された会計長一人が苦勞するので、本規定を作成して、この委員会を活性化させ、地区の財務管理業務を毎期継続して適正に遂行できるようにする。

また、ガバナー輩出クラブにおいて選出された地区会計長が公認会計士や税理士等の専門職業人でない者であっても、この委員会を通じて専門的なアドバイスをを行い支援できるようにする。

2. 地区資金管理委員会の構成

委員は、当年度会計長、次年度会計長そして前年度会計長（監査担当）の3名とする。

ガバナー経験者よりカウンセラー1名を置く。

3. 委員会の業務

(1) 前年度会計長の責任

地区会計長並びに次年度会計長に地区の財務状況及び資金管理の方法並びに懸案事項等の課題を引き継ぐ。

(2) 委員会の開催とその内容

原則として年4回の委員会を開催する

但し、必要があれば都度開催することができる。

7月：（第1回目） ・新規メンバーの顔合わせ

・預金通帳の名義変更手続き

8月：（第2回目） ・前事業年度の決算と会計監査

・9月にガバナー諮問会議での報告

・ガバナー月信へ掲載

12月：（第3回目） ・次年度予算編成のアドバイス

3月：（第4回目） ・地区大会での財務報告と監査報告の打合せ

4. 予算の策定と承認手続

1月：予算編成会議

・次年度の委員長から事業内容と予算申請金額のヒアリングし、ガバナーや地区研修委員会の意向を受けた予算案を策定する

2月：予算案の概要説明

以下の事前説明を通じて必要があれば都度修正を行う

・ガバナー諮問会議

・地区チームリーダー研修

・PETS

4月：予算案承認の文書送達（ロータリー章典に基づく手続きを踏む）

5月：予算案承認

・地区研修・協議会の第2部（会長部門）で承認を得る

・予算案承認の文書送達時に賛否について事前投票しておくことを推奨する

5. 財務報告と監査報告

ロータリー章典に基づく監査の要件として、「公認会計士または税理士であれば監査人は一人 で足りるが、それ以外の者による監査の場合は、複数の監査人による監査が必要」と記載されている。

監査を行う前年度会計長がこれに抵触する場合は、前年度会計長及び次年度会計長の2名で監査を行う。

なお、財務報告及び監査報告は、ガバナー諮問委員会、月信への掲載そして地区大会にて行うものとする。

6. ガバナー事務所

ガバナー事務所は毎月地区資金管理委員会委員へ財務状況の報告を行う。

この規定は 2022年7月1日より発効します。